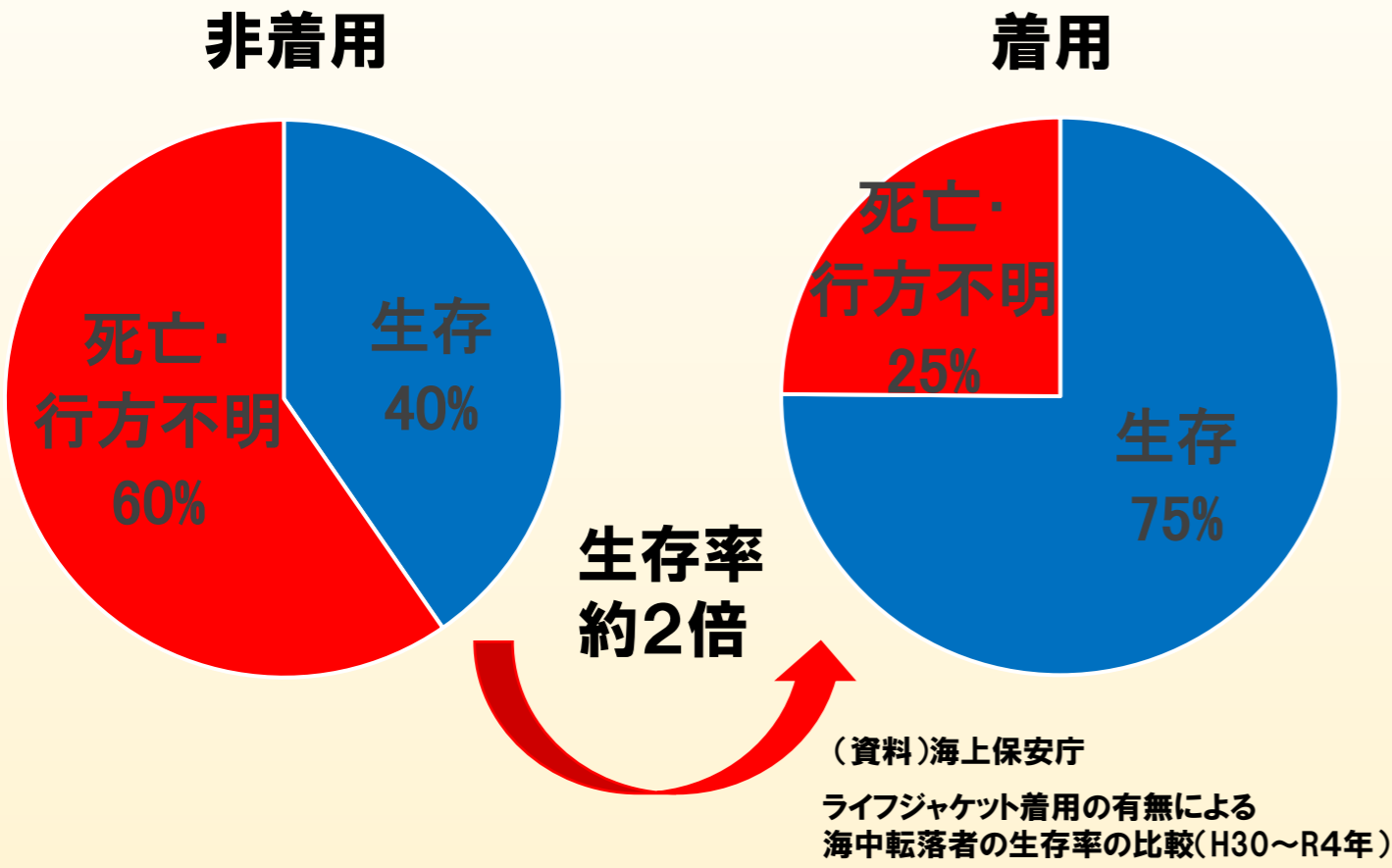


全国漁船安全  
操業推進月間  
毎年10月

# 危険の芽 事前に摘み取り 事故予防

小型船舶の船長には、原則、すべての乗船者に  
ライフジャケットを着用させる義務があります！



ライフジャケット着用の有無が  
海中転落時の**生死**を分ける要因！  
浜で待つ**家族**に対する**責任**です。

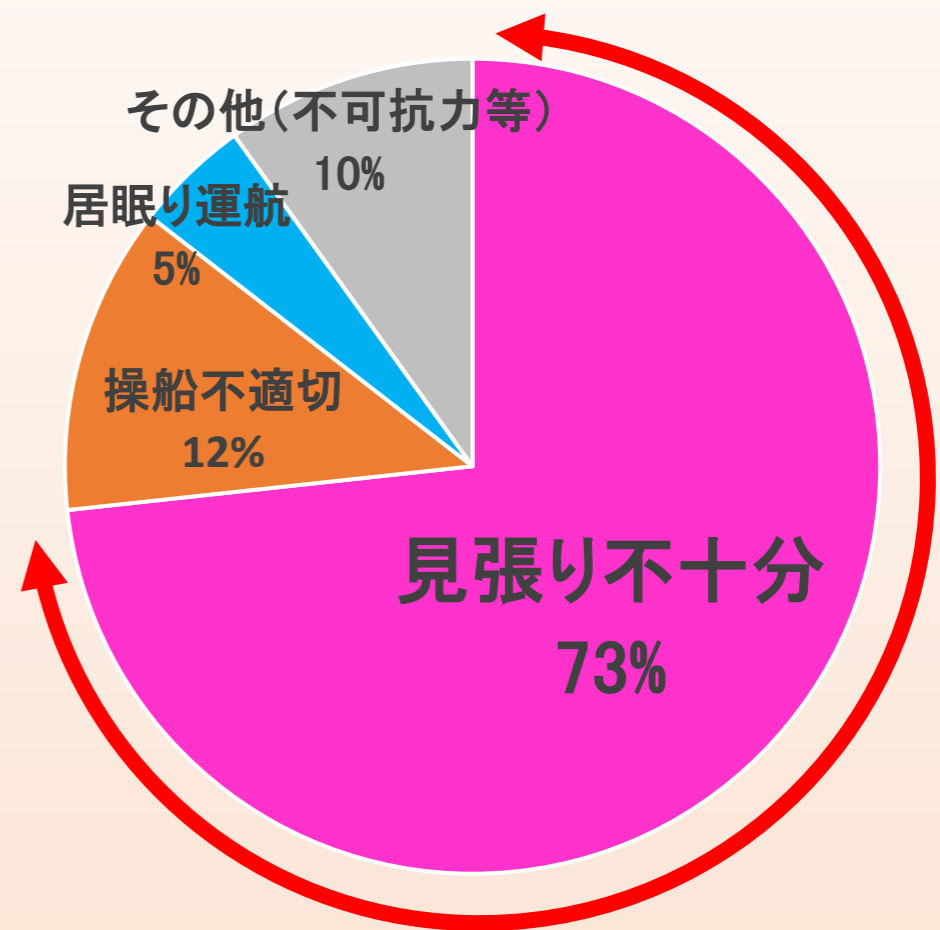
違反した船長には違反点数2点が課され、再教育講習を受けなければなりません。5点以上で免許停止の対象となります。



ライフジャケットの着用義務や使いやすい  
ライフジャケットの種類等についての詳細は、  
国土交通省のホームページへ



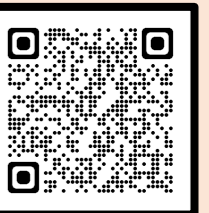
漁船海難は衝突事故が最多！  
衝突原因の  
7割程度が見張り不十分！  
操業中も常に見張りを。



(資料)海上保安庁「令和4年海難の現況と対策」に基づき水産庁で作成  
衝突海難原因別の割合(R4年)

衝突事故の回避に有効なAIS(船舶自動識別装置)を搭載した漁船  
については、保険料の一部助成制度があります。

【保険料の一部助成制度について】  
実施主体:日本漁船保険組合  
お問合せは、最寄りの漁船保険組合支所へ



事故事例と対策



作業安全学習教材



【作業安全動画】  
日々の操業において漁業関係者の皆様に  
留意・実行していただきたい事項を分  
かりやすく紹介しています。

標語:高松 蒼生  
写真:日本かつお・まぐろ漁業協同組合 佐藤 康彦

【幹事団体】(一社)大日本水産会  
【協賛】全国漁業協同組合連合会、全国共済水産業協同組合連合会、日本漁船保険組合  
(公財)漁船海難遺児育英会、(一財)中央漁業操業安全協会、(一社)全国漁業無線協会、NPO法人水産業・漁村活性化推進機構  
(一社)全国漁業就業者確保育成センター、船員災害防止協会  
【後援】水産庁、国土交通省、海上保安庁、運輸安全委員会、海難審判所